

平成 26 年度第 1 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 26 年 6 月 6 日（金）14 時 30 分から 16 時 00 分まで
場 所	
出席委員 （ 9 名 ）	藤野会長、陶山副会長、金子委員、白石委員、椎野委員、中谷委員、伊藤委員、宮本委員、厚見委員
事務局 （ 9 名 ）	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、事業センター担当長、リサイクルプラザ担当長、上家主査、宮田主任
傍 聴 者 （ 0 名 ）	なし

【開 会】

会議に先立ち、委員 11 名中、9 名出席（2 名欠席）のため、「平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第 5 条の規定により審議会の成立を確認する。

【委嘱式】

1 委嘱状の交付

副市長から各委員に委嘱状を交付する。

2 委員の紹介

各委員から自己紹介をする。

3 会長、副会長の選任

会長に藤野委員、副会長に陶山委員が互選された。会長、副会長はそれぞれ指定の席へ移動。

4 会長、副会長の挨拶

藤野会長、陶山副会長から就任の挨拶があった。

【第 1 回審議会】

1 諮問

市長に代わり副市長が諮問を讀上げ、藤野会長に手交。

諮問事項

- ・平塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可対象の拡大について
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 第 2 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等について

2 副市長挨拶

3 環境部長と廃棄物関係課長の挨拶

事務局挨拶後、事前及び当日配布資料の確認。配布資料に不足がないことを確認した上で、以降は平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則により、藤野会長に進行をお願いする。

4 議題等

(会長)

それでは早速、平成 26 年度第 1 回平塚市廃棄物対策審議会を開催します。先ほど、諮問をいただきましたが、例年になく、多くの量です。かなりタイトなスケジュールになると思います。まずは半分近くの委員が交代になりましたので、今後の議論を深めるためにも、基本的な平塚市の廃棄物の現状について、ご説明いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

よい。

(会長)

それでは、資料 1 の「平塚市附属機関の会議の公開について」から説明をお願いします。

(事務局)

資料 1 を説明する。

(会長)

続いて、資料 2 の「清掃事業の概要」について説明をお願いします。

(事務局)

資料 2 を説明する。

(会長)

ただ今の説明に対して、質問があればお願いします。

(委員)

23 ページの大型生ごみ処理機設置モデル事業の検証内容について教えてください。

(事務局)

まず、事業内容ですが 1 日あたり 50 キログラムの大型の生ごみ処理機をめぐみが丘自治会に設置させていただいています。こちらの処理機は生ごみを資源化することはもちろんですが、1 日一人当たりどれくらいの生ごみが排出されるのか検証することも兼ねています。現在、約 270 世帯に登録いただいております、1 か月あたり 40 世帯前後の方に利用いただいています。

(委員)

表の中に堆肥生成量とあります。どのような方が利用していますか。

(事務局)

処理機の中にある生成物は二次発酵まで進んでいませんので、メンテナンスを行っている業者に一度土を持ち帰っていただき、二次発酵まで進めたものを再度めぐみが丘まで運んでもらっています。その

生成物は処理機の横にある保管庫に入れてもらっています。めぐみが丘は戸建ての家が多いので、二次発酵まで進めた生成物は自宅の庭先で園芸等により利用されています。また、めぐみが丘自治会からは、モデル事業を始めるにあたり、生成物を二次利用し、循環型社会を身近に体験したい旨の話がありました。

(委員)

モデル事業の期間はどれくらいですか。

(事務局)

平成 23 年から 5 年間です。

(委員)

費用はどれくらいですか。

(事務局)

5 年間のリース契約です。年間の処理機のリース代は約 120 万円、それに電気代が加わりまして、合計で 150 万円程度です。電気代については、利用状況により毎月変動するのではっきりとした数字を申し上げることはできませんが、大体そのような金額になります。

(委員)

二次発酵まで進めるにあたり、一度は処理機の中の生成物を業者に持ち帰ってもらっているとのことですが、その分の経費は別にかかるのですか。

(事務局)

処理機のリース代に含まれています。

(会長)

その他にいかがでしょうか。なければ、次の資料 3「諮問書」のうち、諮問事項 1 について、まずは説明をお願いします。

(事務局)

諮問事項 1 について、資料 3、資料 4、資料 5 を用い説明する。

(会長)

ただ今の説明に対し、ご質問はありますか。

(委員)

57 ページの厨芥類資源化施設が中止になったとのことですが、それに代わるものは考えていないのですか。

(事務局)

新たな資源化施設を整備する予定はありません。ごみ処理広域化計画の中で二宮町に整備する予定だったリサイクルセンターを大磯町に代替施設として整備することを考えています。

(委員)

リサイクルセンターは生ごみの資源化施設ではないはずです。

(事務局)

はい。平塚市にあるリサイクルプラザのようなもので、プラクル、ペットボトルです。

(委員)

要するに、プラスチック等ということですね。

(事務局)

現行の計画の中での配置換えを行ったということです。

(会長)

わかりました。

(委員)

当初は生ごみから発生するバイオガスで発電する等、様々なことを考えていたと思います。成功例も全国にあると聞きますので質問しました。

(事務局)

委員が仰るようなことを考えて計画としておりましたが、検討のなかで全量焼却する方がいいと判断させていただきました。

(会長)

その他にはいかがですか。

(委員)

昨年の10月から新しい炉、3炉で315トンが稼働しはじめたとのことですが、実際の稼働状況、つまり、どれだけのごみが搬入されているのかお聞きしたいのですが。稼働後1年も経過していませんので、はっきりした数字は出ないと思いますが、大体のところ結構ですのでお願いします。循環型社会を考える上で、生ごみはやはり資源化すべきだと思います。私は、生ごみを燃やさないようするため、市民活動を行っています。燃やしてしまう方が全体から見るとお金はかからないかもしれませんが。

(事務局)

1日の搬入量はおおよそ平均200トンくらいです。3炉で315トンですが、通常は2炉の稼働、1炉はメンテナンス用としています。

(委員)

焼却灰はリサイクルしているとのことですが、逆有償ですか、それとも有償ですか。

(事務局)

逆有償です。

(委員)

ということは、埋立場を延命する上でその方がいいと考えたのですか。

(事務局)

遠藤原の最終処分場は当然のことながら限界があります。何年先か何十年先かは分かりませんがいずれはいっぱいになります。これまでは灰を埋立して終わりでしたが、昨年途中から、逆有償ではありますが市外に出して、路盤材とかそういうものに再利用するようになりました。廃棄物処理法の中で市外に排出する場合は現地確認をしなければならないことになっていますので、私も今年の2月と3月に現地確認をしてまいりました。資源化業者からは、東北の復興資材として出しているとのことでした。ある程度はボランティアとして、そういった資材を名古屋や鹿島から石巻に運び出していると聞いています。

(会長)

そのほかに何か質問はありますか。なければ、資料3の「諮問書」のうち、諮問事項2と諮問事項3について説明をお願いします。

(事務局)

諮問事項2と諮問事項3について、資料3、資料5、写しの「家庭系ごみの有料化について(提言)」を用い説明する。

(会長)

ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

今まで取消とかの事例はありますか。

(事務局)

ありません。特に、今回諮問させていただいているような内容については、明確な基準がありませんので。

(会長)

その他にはいかがですか。

(委員)

現在、平塚市では100社近くの一般廃棄物収集運搬業の許可業者があるということですが、行政はこれからも許可を出したいのですか、そうではないのですかお聞きしたいのですが。

(事務局)

先ほどの基準に適合する限りにおいて、市としては許可を出しています。ただ、あまりに増えてしまうかどうかという部分もあります。増えすぎてしまうと、先ほどの許可の基準にもありましたが、申請者の能力に係る基準のうち経理的基礎が不安定になってしまうことが予想されます。今回、許可の拡大等について諮問させていただきますが、その関連において、許可制度の見直しについてもご意見をいただければと思います。

(委員)

平塚市内の事業系ごみを収集していない許可業者について把握はしていますか。つまり、100社近くある許可業者のうち、許可をとっているけど事業はしていない、例えば、藤沢市では許可をもって実際に業としての活動をしているが、今後平塚市でも同様の仕事をしたいがために先行して許可をもっているというようなところはありますか。

(事務局)

平塚市の許可申請は、既に収集先としてあてがあることを委託証明書や契約書の写しをもって証明することが必要です。従いまして、そういった事例はありません。

(委員)

わかりました。

(会長)

そのほかにはいかがでしょうか。

(委員)

商工会議所の立場としては、諮問事項2と諮問事項3については大いに賛成です。細かいところは様々あるかもしれませんが、方向性としては賛成です。また、人口25万人の中核都市で許可業者が100社近くあるところは近隣の市町村を見てもそうないことは、仕事柄理解しています。平塚市の場合、許可が安易に取れるところだということもあります。諮問事項3のように「市民が安心してサービスを受するために」、許可業者の資質をあげていこうということだと理解しています。この点も多いに賛成ですので、是非やっていただきたいと思います。廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物がありますが、産業廃棄物においては環境省が優良産廃処理業者認定制度というものがあります。何年も続いている制度なので、平塚市もこれを参考にしてやってみてはどうでしょうか。

(会長)

その他にいかがですか。

(委員)

諮問事項2についてですが、一般廃棄物収集運搬業の許可の対象の拡大とは実際にどういったものですか。

(事務局)

現在は事業系一般廃棄物の収集運搬だけを許可の対象としておりますが、今回の諮問ではそれを一部、家庭系一般廃棄物まで収集範囲を広げようとするものです。

(委員)

そうすると、先ほど100社近く許可業者があるとの話でしたが、その100社全てが対象になるということですか。

(事務局)

今回諮問させていただいたのは、その方向性について意見をいただこうとするものです。例えば、許可対象を拡大するにあたって、100社近くある許可業者の全てを対象にするのか、それともある程度の

条件を付して、特定の業者に対してのみ門戸を開くかなどについて、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

(委員)

理解しました。これまでは事業者が相手でしたので、それなりに専門性を持った方が担当者としていたので特に問題はなかったと思います。家庭が対象となると100社近くの許可業者が一斉に営業をかけたりすると大混乱することが予想されましたので確認をさせていただきました。そういったようにならないように議論するということですね。大事なことだと思います。

(委員)

一昔前までは事業系ごみも市が収集していました。数年前に事業系ごみの収集については、市から民間業者に移行しましたが、家庭系ごみの収集も同じ様に民間業者に移行するというのですか。

(事務局)

諮問事項2でいう家庭系一般廃棄物にまで拡大するとは、大型ごみや粗大ごみのことを指します。現在は、箆笥、エアコン等などのごみは、事前にシール件を貼っていただき、市の方で回収させていただいておりますが、建物の中に入ることは禁止事項としています。そのため、回収しやすいところまでおろしていただくルールとなっています。しかし、高齢者の方が多くなっていること、市民対応の面でマンションの上の階にお住まいの方が増えてきたこと、市が回収する昼間の時間帯以外に回収を希望する方がいること、市が回収する月曜日、水曜日、金曜日以外で回収を希望する方がいること、共働きの方が増えてきたことなど、様々なニーズが市民から寄せられています。従いまして、集積所に出せないもの、つまり、大きなごみで臨時ごみ・大型ごみに該当するものを、市民が生活形態にあわせて排出できるようにするため、一部民間の許可業者にやっていただければどうかというものです。これまで市では対応できなかった部分について、民間業者の力を借りながら、市民サービスの向上を図っていきたくことを目指しています。繰り返しになりますが、家庭系ごみの全てを対象としていることではありません。

(委員)

そういえば、以前大型ごみの回収をお願いしたときに、家の中までは市の職員が入れないということがありました。今回、検討するのはそういった状況にも対応できるようにしたいということですね。わかりました。

(事務局)

イメージ的な話で申し訳ありませんが、例えば、平塚市内に住んでいた父母が亡くなってしまい、その整理に御子息が市外から片づけに通ってくる方もいらっしゃいます。お仕事をしていたりすると、なかなか平日には平塚市までお越しいただくことは難しいので、休日を利用して片づけをした方もいらっしゃいました。その方は結果的に全てを片づけるまでに、半年近くかかってしまいました。今回、ご議論いただき、民間活力をいかすことが可能になれば、こういった方への助けにもなっていくと思っています。

(委員)

素晴らしい取組だと思います。

(会長)

その他にはいかがですか。本日は、第1回目で事務局からの説明をいただいたところで時間となって

しました。その他として事務局からあればお願いします。

(事務局)

それでは、現在のところ事務局として考えております 26 年度のスケジュール案について説明いたします。26 年度の廃棄物対策審議会は、本日を含めまして、合計で 4 回の開催を予定しております。先ほど、副市長から藤野会長様宛に諮問をさせていただきましたが、これらについては、年度内に最終的に答申というかたちで、審議会の意見をまとめていただきたいと思いますと考えております。具体的な進行予定といたしまして、一般廃棄物処理基本計画の改訂については、夏までに審議会としての素案を作成し、パブリックコメントは 10 月頃に実施を予定しています。その後、パブリックコメントの内容を踏まえ、2 回ほど審議会を行い、意見を集約していただき、来年の 1 月頃に答申をいただこうと考えております。また、一般廃棄物収集運搬業の許可の拡大や許可停止等に関する条件整備については、今年度は、大まかな方向性について、1 年間かけて、ご議論いただき、意見を集約後、来年の 1 月に答申をいただこうと考えております。答申書は、両方まとめて、2 月に藤野会長から市長へお渡しいただく予定です。今回、諮問させていただいた内容は、盛り沢山です。そのため、お集まりいただいたときに資料を確認し、議論いただくとなると、どうしても時間的な制約が生じてしまいます。そこで、事務局からの提案ですが、もし、委員の皆様の御了解をいただけるようでしたら、「意見交換会」若しくは「研究会」としての位置付けで、審議会とは別に、お集まりいただく機会を設けさせていただければと思っております。予算の都合上、無報酬とはなりますが、そういった場を設けさせていただくことで、審議会での議論もより一層、深めることができると考えております。ちなみに、頻度ですが、「基本計画の改訂」につきましては、第二回目の審議会の前、6 月下旬から 7 月上旬に、「許可の拡大等」につきましては、9 月から 10 月にかけて開催できればと考えております。以上です。

(会長)

ということは、諮問事項 1 の一般廃棄物処理基本計画に関することは審議会とは別に 1 回、諮問事項 2 と諮問事項 3 についても別に 1 回、年間で合計 2 回ということですね。この件について、皆さんいかがですか。当然、報酬はないということなので、用事があれば、無理に参加しなくてもいいということになりますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

少しよろしいでしょうか。3 月に審議会として提言書をまとめましたが、その後どうなっていますか。

(会長)

市長にお話しいただいていることと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

提言については 25 年度末に秘書課を通じて文書として渡しました。その後、4 月 15 日に市長と面談をする機会がありまして、審議会からの提言書について話をさせていただきました。それについて、市長からは十分な市民理解を得ていくことの必要性について話がありました。これまで有料化を導入した自治体の主な理由はごみの減量化でした。しかしながら、現在平塚市はごみの減量傾向にあります。そういった中では市民理解が得られにくい面がありますので、有料化を導入するにあたっての理由を審議会として継続的に審議してほしいとの話がありました。有料化をやる・やらないという判断ではなく、

そういった内容を継続的に考えてほしいとのことです。

(委員)

わかりました。

(会長)

今後の審議会の日程については調整させていただくということで、本日の審議会はこれで終了とします。お疲れ様でした。

以上